

各務原市市内介護事業所等 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省老健老人保険課からの通知（別添資料）に基づき、本市の取扱いは以下のとおりとしますので、周知します。

- 1 国の通知に基づき臨時的な取扱いをする被保険者（下記の①及び②の両方に該当する者）
 - ①新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、被保険者への認定調査が困難な状況であること。
 - ②要介護認定等申請が、更新申請であること（更新期間中の者に限る）。

2 臨時的な取扱いの内容について

- （1）認定有効期間について
従来の有効期間に新たに6か月を延長（合算）します。
- （2）要介護状態区分等について
従来の要介護状態区分または要支援状態区分を引き継ぎます。

3 臨時的な取り扱いの流れ

（A）更新申請中の場合

認定有効期間満了日の30日程度前の時点で、新型コロナウイルス感染症への拡大防止を図る観点から、被保険者への認定調査が困難であると認められた場合。

- ・被保険者様が有効期間の延長を希望される場合
更新申請の取り下げ申請書および「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の有効期間延長について同意書」（以下「同意書」という）を提出してください。認定期間延長（合算）をした新たな被保険者証を送付します。
- ・被保険者様が有効期間の延長を希望されない場合
認定調査は保留となり、調査が可能となった時点で認定調査を実施します。認定の結果通知にお時間がかかりますので、ご了承ください。

（B）これから更新申請をされる場合

- ・認定有効期間まで30日以上ある場合
原則として、更新申請を提出してください。ただし、申請時点で認定調査が困難であることが確認できている場合においては、申請される際にお申し出ください。申請後の流れは（A）の取り扱いに準じます。
- ・認定有効期間満了まで30日未満の場合
申請時点で認定調査が困難である場合は、同意書および現在有効の被保険者証の

提出をお願いします。要介護・要支援更新申請書の提出は不要です。認定期間延長（合算）した新たな被保険者証を被保険者に送付します。

- ・認定有効期間満了 30 日前は、あくまで目安になります。

※あくまで臨時的な対応であり、今後の状況によっては取扱いの見直しを行う場合があります。

※手続きの際、介護保険課介護認定係と協議(相談)が必要になることがあります。

4 本通知の取扱いの終了について

- ・国からの通知等に基づき判断します。また、今後、国からの通知等により、上記の取扱いが変更となる可能性があります。

5 その他取扱いについて

- ・現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、調査ができない状況が発生しています。認定申請の際は、施設や病院の状況を確認していただき、調査ができない場合を想定し状況に応じて申請してください。
- ・区分変更申請・新規申請の被保険者については、上記の臨時的な取扱いの対象とはされておられません。被保険者やその御家族等が訪問調査の保留を希望された場合、暫定ケアプランでサービスを御利用になることもありますが、利用者の方へ適切な対応をお願いします。

6 参考資料（別添参照）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）（厚生労働省）

介護保険課介護認定係
担当：奥村
電話：058-383-1970